

# 公正な事業活動

## ■ マネジメントシステム

方針

教育

責任者・体制

通報制度

評価

コンプライアンスプログラム

コンプライアンスリスクの  
アセスメント

政治献金における  
透明性の確保

貿易コンプライアンス



## マネジメントシステム

国境を越えたグローバルな企業活動が活発になる中、意図的な不正行為や犯罪だけでなく、関係者の意識不足や認識不足によるさまざまな不祥事が頻発しています。また、法制度が未整備な国や地域で事業活動を行う従業員は、常に高い規範意識を持ち続ける必要があります。パナソニックグループでは、世界のどの国・地域においても公正な事業を推進するため「パナソニックグループ コンプライアンス行動基準（以下「コンプライアンス行動基準」）をグローバルに適用しています。コンプライアンス行動基準は取締役会が制定・改訂し、運用にあたっては、事業会社・事業部やパナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社の海外拠点（以降、PEX海外）などに設置した法務部門、コンプライアンス行動基準順守担当役員、輸出管理責任者や各職能責任者がグローバルに連携して取り組んでいます。

従業員に対しては、年間を通じて、各種リスクに対応したコンプライアンスの取り組み・啓発を実施し、倫理・法令順守意識の強化に努めています。さらに、年1回、世界の全拠点におけるコンプライアンス行動基準の順守・実践状況について確認し、確認結果は全社統制監査の一環として、監査法人による外部監査の対象にもなっています。

また、不祥事の防止や早期解決を目的に、国内外の拠点やお取引先様からも通報ができるグローバルホットラインを設け、贈収賄・腐敗行為リスク等の早期発見・再発防止を目的に、リスクが高いと考えられる拠点に対して、コンプライアンス監査部門によるコンプライアンス監査を実施しています。

これらの取り組みで把握された課題は、事業会社・事業場単位では正に取り組むとともに、パナソニック ホールディングス株式会社にも一元的・網羅的に集約され、社会情勢等も踏まえた上で、全社施策に反映し、これらを繰り返すことにより継続的な改善を図っています。現在は「競争法違反リスクに対するリスク低減策の実施」「贈収賄・腐敗行為リスクに対するリスク低減策の実施」を重点テーマとして活動を推進しています。

## マネジメントシステム

### 方針

### 教育

### 責任者・体制

### 通報制度

### 評価

### コンプライアンスプログラム

### コンプライアンスリスクの アセスメント

### 政治献金における 透明性の確保

### 貿易コンプライアンス

## 方針

2021年10月1日、綱領に謳われた「社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与」すること、すなわちパナソニックグループの事業の目的である「社会の発展への貢献」を実践する際の拠り所となる「経営基本方針」を、自主責任経営の徹底を目的とした新たな「事業会社制」への移行に伴い、現在の社会情勢や事業環境に照らしながら大きく改訂しました。この「経営基本方針」の改訂に伴い、改めて「パナソニック行動基準」の目的・位置づけを社内外の環境に照らして問い直し、見直しを行った結果、2022年4月1日、従来の行動基準を「パナソニックグループ コンプライアンス行動基準」（「コンプライアンス行動基準」）として刷新しました。本行動基準は、改訂された経営基本方針を体現し、コンプライアンスを実践しながら事業活動を進めていく上で、当社グループ各社が果たすべき約束、および当社グループ社員一人ひとりが果たすべき約束を定めています。

[WEB](https://holdings.panasonic.jp/corporate/about/code-of-conduct.html) パナソニックグループ コンプライアンス行動基準

<https://holdings.panasonic.jp/corporate/about/code-of-conduct.html>

## コミュニケーション

当社グループでは、事業の最高責任者のコンプライアンス意識が最も重要であるとの考え方のもと、事業会社・事業部やPEX海外等に設置した法務部門、コンプライアンス行動基準順守担当役員、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンスの浸透を図っています。例えば、事業会社とPEX海外の法務責任者が出席する「グローバル法務・コンプライアンス会議」「Direct Report Meeting」等で、年度のコンプライアンス方針を共有し、年間を通じて、様々なコンプライアンスに関する取り組みを行っています（詳細は「教育」の欄をご参照く

ださい）。また、当社グループ事業に関係のある法改正、政省令、官庁通達等が発信された場合は、都度、事業会社法務責任者や関連組織等に通達、連絡を行っています。

## 教育

全従業員が順守を求められるコンプライアンス行動基準や基本的なコンプライアンスの啓発については入社時、昇格時などに加え、随時eラーニングや各種コンプライアンス教材の提供等を通じて、通年で教育・研修を実施しています。また、各事業会社で事業特性やリスクに応じ必要な対象者に対してコンプライアンスに関する研修を実施しています。当社グループでは、年間を通じて、倫理・法令順守意識のグローバルな定着とリスクへの対応力向上をめざした取り組みを実施しています。近年では、事業環境や当社グループ事業の変化に伴い、特定の事業分野・部門、国・地域におけるリスクの変化や法令違反・不祥事の兆しを的確にとらえる取り組みを強化しています。

さらに、社長・事業会社社長・事業部長・PEX海外等の経営幹部が倫理・法令順守の方針・姿勢を明示し、コンプライアンスの重要性を現場レベルまで浸透させています。

## 責任者・体制

当社グループのコンプライアンスの取り組みの責任者は、グループ・ゼネラル・カウンセル(Group General Counsel, GGC)の執行役員です(2022年8月現在)。事業会社・事業部やPEX海外等に設置した法務部門、コンプライアンス行動基準順守担当役員、輸出管理責任者や各機能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンスの浸透を図っています。贈収賄・腐敗の防止に関する重大リスクへの取り組みや主な調査案件については、取締役会で報告し監督を受けています。

## 通報制度

当社グループは、不祥事の防止や早期解決を目的に、国内外の拠点やお取引先様からも通報ができるグループ統一の通報窓口として、「グローバルホットライン」を設置し、広くコンプライアンス上の問題を受け付けています。このことはコンプライアンス行動基準に通報についての責任と合わせて記載し、従業員全員へ周知しています。

また、職場における均等取り扱い、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の相談に関する「イコールパートナーシップ相談室」（日本国内）や、取締役・執行役員による不正および職務執行の適法性に関する「監査役通報システム」も設置しています。

コンプライアンス行動基準において、「パナソニックは、問題を報告した社員に対する報復を決して許しません。」と定めており、通報者に対する不利益な取り扱いは固く禁止され、秘密が守られます。また、匿名でも通報することができます。また、社内規程として「社内通報および調査に関する規程」と「通報者等への報復行為禁止に関する規程」を制定しています。前者により、コンプライアンス上の問題の報告・通報と、その適正な受付・調査・是正・経営層への報告等の仕組みを定め、問題の早期発見と改善を図っています。また後者により、社内外を問わず通報者、調査協力者および調査チームの従業員等への報復行為を禁止しており、通報者等の保護に関するコンプライアンス行動基準の規定を明確化し、社内通報制度の適正な運営の確保を図っています。

なお、通報や苦情申立は、必ずしもこれらの方法で行わなければならないわけではなく、上記のホットラインや窓口の設置は、他の通報・苦情申立のしくみを使用することを阻むものではありません。

2021年度は、約640件の通報、相談を受け、そのうち約

# 公正な事業活動

## マネジメントシステム

## 方針

## 教育

## 責任者・体制

## 通報制度

## 評価

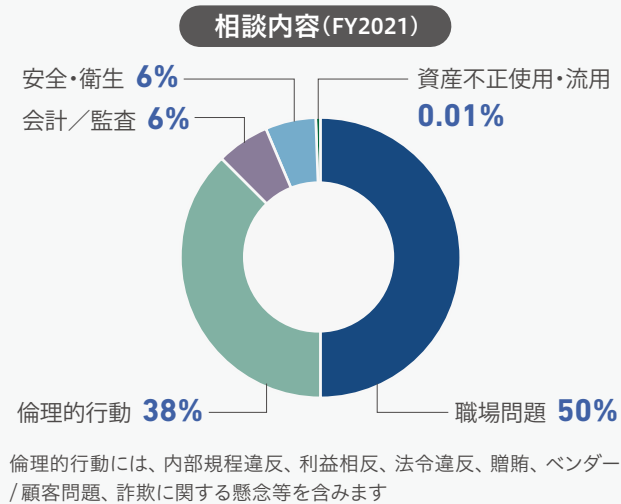
## コンプライアンスプログラム

## コンプライアンスリスクの アセスメント

## 政治献金における 透明性の確保

## 貿易コンプライアンス

80%が上記グローバルホットラインを通じたものでした。内容としては全件のうち約60%が各種職場問題に関するものでした(下記グラフ)。2021年度中に受け付けたものうち、約25%につき事実であることが確認されました(2022年5月31日時点で調査継続中のものを除きます)。また、グローバルホットラインで受け付けた全ての通報、相談については、通報窓口が関係部門と連携しつつ、調査、事実確認のうえ対応しています。



## 評価

コンプライアンスに関する方針の理解度、施策の有効性や定着度合いについてモニタリングするため、年1回、グローバルな全拠点においてコンプライアンス行動基準の順守・実践状況についての確認を行っています。具体的には、グループ各社での「コンプライアンス行動基準順守担当役員」の任命、コンプライアンス行動基準に関する教育・研修の実施、その順守に関する誓約書の取得などの状況について確認を行うとともに、確認結果は全社統制監査の一環として、

監査法人による外部監査の対象にもなっています。

## ■ 重大な違反と是正の取り組み

旧パナソニック株式会社および当社グループ米国子会社のパナソニック アビオニクス(株) (以下、「PAC」)は、PACによる航空会社との特定の取り引きおよびその取り引きに関連するエージェントやコンサルタントの起用に関する活動について、米国証券取引委員会および米国司法省(以下、「米国政府当局」)から、連邦海外腐敗行為防止法および米国証券関連法に基づく調査を受けていましたが、2018年5月に米国政府当局との間で制裁金の支払について合意し、その後制裁金を支払いました。なお、米国政府当局と締結していた起訴猶予合意は2021年9月に満了し、2022年3月に起訴が取り下げられました。重大な法令、社内規程違反が発覚した場合は、直ちに違反行為を停止し、事実と真因を適切に調査した上で、対応策を検討します。また、必要に応じて、取締役会への報告を行い、迅速かつグループ横断的な対応を検討します。重大な法令、社内規程違反が発覚した場合は、直ちに違反行為を停止し、事実と真因を適切に調査した上で、対応策を検討します。また、必要に応じて、取締役会への報告を行い、迅速かつグループ横断的な対応を検討します。過去3か年において、腐敗防止違反に起因する罰金対象の違反、制裁金の支払い、従業員の処分はありませんでした。

## コンプライアンスプログラム

当社グループは、「競争法違反」および「贈収賄・腐敗行為」等のリスク低減策の実施に関するコンプライアンスプログラムを全社的に推進しています。2021年度は、コンプライアンス・インフラストラクチャー強化のための以下の各取り組みをグローバルで推進しました。

- 「経営層の関与」: 社長、カンパニー社長、地域総代表およ

びゼネラル・カウンセルらの経営幹部から従業員に対してコンプライアンスメッセージを発信し、また、取締役会をはじめとする経営会議でコンプライアンス討議を実施しました。

- 「コンプライアンス意識・風土の浸透」: 事業を行う上でコンプライアンス上注意すべき分野の理解を深めるため、身近な事例を用いて分かりやすく記載するコンプライアンスマンガを作成し、グローバルに配信しています。2021年度は、「品質コンプライアンス」を作成し、関係部門に周知しています。また、グローバルの全従業員を対象に、「従業員意識調査」の中でコンプライアンス設問について調査を行いました。2021年度の回答者は約15万人でした。
- 「教育・啓発」: コンプライアンスに関する全社eラーニングをグローバルに実施しています。2019年度:「パナソニック行動基準」約14万人受講  
2020年度:「利益相反」「会計不正」約14万人受講  
2021年度:「経済制裁法」「データプライバシー」約13万人受講  
また毎四半期に、事業部長以上の経営層に対してコンプライアンスに関するニュースレターを配信しています。
- 「グローバルホットラインの運用」: 前述の「通報制度」で記載したように、ホットラインへの通報や報告、その他監査等において違反を疑われる行為を発見した場合は、速やかに社内調査を行います。社内調査により違反行為の事実を確認した場合は、直ちに違反状態を解消するとともに、真因を分析し、再発防止策の実施、必要に応じて関係者の処分を行います。
- 「調査機能の強化」: 全社の社内通報・調査制度の整備を行い、2019年7月1日付でグローバル規程として、「社内通報および調査に関する規程」と「通報者等への報復行為禁止に関する規程」を制定しました(詳細は「通報制度」の欄をご参照ください)。

## ■ コンプライアンスプログラム

### コンプライアンスリスクの アセスメント

### 政治献金における 透明性の確保

### 貿易コンプライアンス

## ■ カルテル防止

当社グループは、過去に当局から摘発された事実を厳粛に受け止め、「カルテル防止」に取り組んでいます。ひとたびカルテルを起こすと、お客様からの信頼を失うだけでなく、高額な制裁金や損害賠償金の支払い、公共調達における指名停止処分等、事業活動への様々な悪影響が発生することから、徹底して防止に取り組んでいます。

### 基本方針

カルテルや談合を防止するために以下のような基本方針を掲げて取り組んでいます。

- 競合他社との接触は必要最低限に限るものとし、やむを得ず競合他社と接触する場合、事前に必要な承認を取得するものとします。
- 競合他社との間で、価格や数量等競争に関わる事項について情報交換や取り決めを行うことは厳に禁止します。
- カルテルの疑いを招く行為に遭遇した場合には、異議を述べ退席するなどの行動をとるとともに、社内に必要な報告を行うものとします。
- 社内通報制度や社内リニエンシー制度を設け、会社としての自浄能力向上に取り組むとともに、リスク評価に基づいた適切なモニタリングを実施し、効果的なカルテル防止体制を構築します。

### 競合他社との活動に関する規程

当社グループでは、競合他社との活動全般に関し、2008年に、カルテル・談合およびそれらの疑いを招く行為を防止することを目的とした「競合他社との活動に関する規程」を制定し、グループ全従業員に適用しています。この規程には以下のような項目が含まれています。

- 製品等の価格、数量、性能・仕様に関する情報交換や取り

決め等、カルテル・談合およびその疑いを受ける行為の禁止・競合他社と接触する場合に、事業場長および法務責任者の事前承認を得ることを義務付ける事前承認制度

- 不適切な行為があった場合の対応
- 違反のおそれがある場合の報告義務
- 違反した場合の措置
- 社内リニエンシー制度

## ■ 贈収賄・腐敗行為の防止

これまで当社グループは、公務員贈賄の防止はもとより、コンプライアンス行動基準に定めるとおり、接待や贈答その他形態の如何を問わず、法令または社会倫理に反して、利益の提供を行うこと、また、個人的な利益供与を受けることを禁止してきました。さらに、今日の時勢に適合する形で贈収賄・腐敗行為の防止をグローバルに徹底するため、2019年7月1日付で、当社グループの全役員・従業員に適用されるグローバル全社規程として、下記4規程を制定しました。

### 「グローバル贈収賄・腐敗行為防止規程」

公務員を当事者とする賄賂を含む腐敗および取引先様との関係における腐敗行為について、実際の腐敗行為または腐敗とみなされる行為を有効に防止、発見、調査および是正することを目的として制定。

ファシリテーションペイメントの定義とその禁止、政治献金・寄付・スポンサーシップ、ロビイング、雇用および採用、合併・買収・ジョイントベンチャー等の各項目について、その定義と贈収賄・腐敗行為に該当する行為の禁止や贈収賄・腐敗行為防止に向けたデュー・ディリジェンス等の具体的な手続を定める。

### 「贈収賄・腐敗行為防止に向けた特定取引先に関するリスク管理規程」

中間販売業者や業務委託先に関わる贈賄およびその他の腐敗行為のリスクを軽減し、これらのリスクに関連する現実および予想される問題を防止・発見・調査・是正することを目的に制定。これらの取引先様のリスク審査に関する原則を定める。

### 「贈収賄・腐敗行為防止に向けた贈答品・接待等に関する規程」

公務員・取引先様それぞれからの、または、それぞれに対する、食事、もてなし、旅費負担を含む贈答・接待の提供と受入れに係る贈収賄・腐敗行為関連リスクの防止を目的として、禁止行為や実施に当たっての具体的な手続を定める。

### 「利益相反防止規程」

取締役や従業員等の個人的利益や社外活動が、直接または間接的に当社グループ全体の利益と抵触している、もしくは何らかの形で、自身の事業上の決定、行為、義務、忠実性もしくは職務遂行能力に影響を与えている場合（これらの外観を有する場合を含む）を「利益相反」として定め、その防止、特定、管理および是正に関する規則に加え、具体的に利益相反に該当するおそれがある行為を定める。

また、中間販売業者や業務委託先との取引開始・更新に際して、当該取引に伴う贈収賄を含む腐敗行為全般のリスクを事前に審査するための新たなリスク審査プロセスを導入しました。これらの新たな規程や取り組みを徹底するため、全社的に周知・推進活動を行っています。

加えて調達部門においては、購入先様と健全な関係を築き公平公正な取引を行うため、2004年に「クリーン調達宣言」を行い、この宣言に則った調達活動を行っています。詳細は

「責任ある調達活動」の章(P82)をご参照ください。

また、すべてのお取引先様においても当社グループに関連する事業の実施において贈収賄・腐敗行為等の不正な手段を用いることがないよう、当社グループがお取引先様に順守いただきたい事項をまとめた「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」を策定し、順守を要請しています。

### お取引先様の皆様へ

#### <贈収賄・腐敗行為防止について>

当社グループでは、グローバルで贈収賄・腐敗行為の防止に取り組んでおります。(詳細は上記「贈収賄・腐敗行為の防止」をご参照ください。)

当社グループの事業に関係する全てのお取引先様におかれましても、当社グループに関連する事業の実施において贈収賄・腐敗行為等の不正な手段を用いることがないよう、当社グループがお取引先様に順守いただきたい事項をまとめた「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」を策定いたしました。

当社グループの贈収賄規制法令の順守においては、お取引先様のご理解・ご協力が不可欠となります。お取引先様におかれましては、ご理解の上、ご徹底いただきますようお願い申し上げます。

**PDF** 「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」(日本語)

[https://holdings.panasonic.jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption\\_jp.pdf](https://holdings.panasonic.jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption_jp.pdf)

**PDF** 「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」(英語)

[https://holdings.panasonic.jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption\\_en.pdf](https://holdings.panasonic.jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption_en.pdf)

**PDF** 「贈収賄・腐敗行為防止に関するガイドライン(お取引先様向け)」(中国語)

[https://holdings.panasonic.jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption\\_cn.pdf](https://holdings.panasonic.jp/corporate/sustainability/pdf/Guideline%20of%20Anti-bribery%20and%20Anti-Corruption_cn.pdf)

## コンプライアンスリスクのアセスメント

年に1回、贈収賄・腐敗行為防止リスクに基づいて、コンプライアンス監査対象先の選定をしています。腐敗認識指数の低い国・地域で事業を行っているなど、リスクが高いと想定される拠点については、コンプライアンス監査部門において巡回で監査を実施しています。

## 政治献金における透明性の確保

当社グループは、政治寄付を企業の社会的責任の一環と認識して行っています。これは、日本経団連の見解「民主政治を適切に維持していくためには相応のコストが不可欠であり、企業の政治寄付は、企業の社会貢献の一環として重要性を有する」にも沿っています。政治寄付に当たっては、政治資金規正法などの関連法令を順守するとともに、前述の贈収賄・腐敗行為の防止のためのグローバル全社規程をはじめとする厳格な社内ルールを定め、公務員への贈賄の疑いがもたれる行為や汚職に当たる行為を禁止しています。政治寄付の実施にあたってはパナソニックホールディングス株式会社の渉外担当役員、経理担当役員、人事・総務担当役員等の複数の担当役員に報告・確認し、合議承認を得ることを規定しています。

なお日本国内では、政治資金の収支状況を公開することが政治団体に義務づけられており、総務省のポータルに報告書が掲載されています。

**WEB** [https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/seijishikin/](https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/)

(2020年度のパナソニック(株)についての記載は、下記の36ページ目の下から3段目)

**PDF** [https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/seijishikin/contents/SS20211126/00621019.pdf](https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/contents/SS20211126/00621019.pdf)

## 貿易コンプライアンス

当社グループは、グループ全体に適用する「物流業務規程」および「関税法順守規程」を定め、その中で、物流業務の遂行において、法令はもとより企業倫理を順守することを通じて社会的責任を果たし、企業価値の維持向上を図るよう定めています。また、安全保障貿易管理、関税法をはじめとする各国の輸出入規制および貿易関連法令の順守など、貿易コンプライアンスを徹底しています。

日本では、貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者に対して、税関手続きの緩和や簡素化策を提供する「AEO (Authorized Economic Operator)」制度において、税関より「特定輸出者」として承認されています。自社のみならず業務委託先についても、物理的、人的、情報のセキュリティが確保された企業を選択することで国際物流の安全確保に努めています。また、グローバルに各地域でAEO制度への参画の取り組みを推進しており、例えば、米国法人のパナソニックノースアメリカ(PNA)では、「テロ防止のための税関産業界提携プログラム(C-TPAT)」に参加している他、中国におけるAEO制度参画も積極的に推進しています。